

青森県立自然ふれあいセンター

指定管理者募集要項

令和元年6月

青森県環境生活部自然保護課

目 次

I	要項の趣旨	1
II	施設の概要	1
1	名称及び所在地	
2	設置目的	
3	施設の業務	
4	施設の規模等	
III	県民の森の概要	1
1	設置目的	
2	規模等	
3	設置施設	
IV	管理の条件	2
1	施設の管理方針	
2	指定管理者が行う業務	
3	指定期間	
4	県が指定管理者に支払う委託料	
5	管理の基準等	
6	モニタリング	
V	申請の手続	2
1	応募資格	
2	提出書類	
3	事業計画書の記載内容	
4	グループによる応募	
5	説明会の実施	
6	質問事項の受付	
7	申請書等の提出	
8	連絡先及び申請書提出先	
9	留意事項	
VI	指定管理者の候補者の選定	5
1	選定方法	
2	選定基準	
3	選定審査対象からの除外	
VII	指定管理者の指定及び協定の締結	6
1	指定管理者の指定	
2	協定の締結	
3	その他	
様式 1	指定管理者指定申請書	7
様式 1-2	グループ構成員表	8
様式 2	青森県立自然ふれあいセンター指定管理者事業計画書	9

I 要項の趣旨

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、青森県立自然ふれあいセンターの管理を行わせるため、指定管理者を募集することとし、募集の実施に必要な事項を定めるものである。

II 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
青森県立自然ふれあいセンター（以下、「センター」という。）	青森県青森市浪岡大字大釈迦字沢内沢1-1

2 設置目的

県民に対し、自然とのふれあいの機会を提供することによって、自然保護思想の普及を図る。

3 施設の業務

- (1) 自然観察及び自然に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- (2) 自然観察会など各種行事の開催に関すること。
- (3) 自然に関する講習会、発表会その他集会の開催に関すること。
- (4) 梵珠山の自然に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 梵珠山の自然に関する調査に関すること。
- (6) 自然に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (7) その他自然保護思想の普及に関し必要な業務に関すること。

4 施設の規模等

- (1) 敷地面積 1,648.00 m²
- (2) センター
 - ア 構造 木造 地上1階建
 - イ 建築面積 996.37 m²
 - ウ 延床面積 996.37 m²
- (3) センター車庫
 - ア 構造 木造 地上1階建
 - イ 建築面積 50.00 m²
 - ウ 延床面積 50.00 m²
- (4) 関係施設
展示ホール、工作室、レクチャールーム、会議室、保管庫、事務室等

III 県民の森の概要

1 設置目的

県民の森は、昭和43年に明治百年事業の一環として、本県を代表するブナ林とヒバ林を保護し、永く後世に残し伝えるとともに、これを広く県民の保健休養林施設として開放し、県民の感性や創造性を養い情緒豊かな人間性を育むこと及び県土愛の涵養を図ることを目的に、梵珠山及び眺望山の一連の地帯を指定。

2 規模等

県民の森は、梵珠山地区と眺望山地区の2地区及びその連絡地帯から構成されている。

(単位:ha)

所有別	梵珠山地区	連絡地帯	眺望山地区	小 計
県有地	201	-	-	201
国有地	234	237	896	1,367
民有地	105	-	-	105
計	540	237	896	1,673

3 設置施設

県民の森子供の森休憩所(37.50㎡)、県民の森登山口休憩所(25.92㎡)、県民の森避難小屋(12.96㎡)、県民の森キャンプ場公衆便所(36.84㎡)、県民の森寺屋敷公衆便所(15.20㎡)、県民の森コウモリ小屋(27.00㎡)、県民の森あずま屋(12.25㎡)、梵珠山登山道(サワグルミの道2.1km、マンガンの道2.4km、アカゲラの道1.6km、ミズバショウの道0.9km)等

IV 管理の条件

1 施設の管理方針

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、センターの設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- (2) 県民が快適に施設等を利用できるよう、施設設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、青森県個人情報保護条例に基づき、適正に行うこと。
- (4) 国連の持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理者が行うセンターの管理の業務は次のとおりとする(詳細は青森県立自然ふれあいセンター指定管理者業務水準書(以下「業務水準書」という。)のとおり)。
 - ア 普及啓発に関する業務
 - イ 施設の維持管理に関する業務
 - ウ 施設の運営管理に関する業務
 - エ 県民の森(県有地)の維持管理に関する業務
 - オ その他センターの設置目的に合致した事業
- (2) 業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、県の承諾を得て専門の事業者にも再委託することができる。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの予定であるが、県議会の議決を経て確定する。

4 県が指定管理者に支払う委託料

県は毎年度の予算の範囲内において、施設の管理に必要な経費を委託料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は申請時の事業計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上、協定で定める。

5 管理の基準等

業務水準書のとおり。

6 モニタリング

県は、指定管理者による施設の管理及び利用の状況等について点検・評価を行うものとし、その結果を公表するとともに、指定管理者に必要な指示、指導を行うものとする。

V 申請の手続

1 応募資格

センターの指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格等を有すること。

- (1) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体であること。グループを構成して応募する場合は、代表団体が県内に主たる事務所を置く又は置こうとする団体であること。(法人格の有無は問わないが、個人では申請できない。)
- (2) 団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者

- エ 青森県から指名停止措置を受けている者
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
- カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っている者
- キ 法人税、法人事業税、法人都道府県税、法人市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ク 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者
- ケ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者

(3) 県議会の議員、知事、副知事等が経営する法人その他団体でないこと。

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1、1-2）
- (2) センターの管理に係る事業計画書（別紙様式2）
- (3) 応募資格を有していることを証する書類

Vの1応募資格の見出し符号	区分	提出書類
Vの1の(1)	法人の場合	定款、寄附行為
		登記事項証明書
	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書
		代表者又は管理人の住民票の写し
法人でない場合	定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの	
	代表者又は管理人の住民票の写し	
Vの1の(2)のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ	全ての団体	Vの1の(2)のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケに該当しない旨の申立書
Vの1の(2)のキ	納税義務がある場合	納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書
Vの1の(3)	全ての団体	Vの1の(3)に該当しない旨の申立書

- (4) 団体の経営状況を示す書類
 - ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（直近3か年分）
 - イ 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- (6) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (7) 現に指定管理者として管理を行っている施設又は指定管理者の申請を行っている施設がある場合は、当該施設の名称、所在地及び指定の期間を記載した書類
- (8) 「働き方改革」に取り組み、県の認証等を受けている場合は、認証書等の写し

3 事業計画書の記載内容

次の項目について、センターの設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容として提案すること。

- (1) 管理運営の基本方針
 - ①センターの管理運営にあたっての基本方針
 - ②申請者の理念及び管理運営への反映方法
- (2) 組織、人員の配置
 - ①組織体制及び人員配置計画、②必要な資格者の配置計画、③人材育成の方針と具体的方法（研修計画等）、

- ④職員の採用及び確保の考え方、⑤出納管理の適正な運営
- (3) 必要物品の配備計画
- (4) 休所日、開所時間
 - ①休所日、②開所時間、③設定の考え方
- (5) 各種事業の実施計画
 - ①実施方針、②サービス向上策、③実施スケジュール、④動員計画、⑤経費積算根拠
- (6) 施設・設備の維持管理計画
 - ①実施方針、②経費節減策、③実施スケジュール、④経費積算根拠
- (7) 自主事業の実施計画
 - ①実施方針、②サービス向上策、③実施スケジュール、④動員計画
- (8) 業務の再委託
 - ①再委託業務の内容、②再委託先の選定方法、③受託者への指導体制
- (9) 個人情報の保護
 - ①情報管理体制、②職員の教育、③個人情報漏えい等の防止策
- (10) 利用者ニーズの把握
 - ①利用者ニーズの把握の方法、②苦情処理の方法と体制
- (11) 利用者の増加、利用拡大及びサービス向上に向けた取組
 - 利用者（団体を含む）相互の交流・連携の促進、利用者満足度の向上等に関する方策
- (12) 利用者の安全対策
 - ①通常時の安全対策措置の内容と実施体制、②災害・事故時の対応の内容と実施体制
- (13) 収支計画（自主事業を除く。）
 - 指定期間全体に係る委託料の金額については、次の基準額を上限とする範囲内で提案すること。なお、この基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。

基準額	2 8, 4 6 6 千円／年平均（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
参考	管理経費・事業費見込額（総額） 2 5, 8 7 8 千円
	消費税及び地方消費税相当額（総額） 2, 5 8 8 千円

※消費税及び地方消費税相当額は10%で計上した額。

- (14) 類似施設における業務実績
- (15) 「働き方改革」など職員の労働環境改善の実施状況
- (16) 国連の持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえた事業
- (17) その他利用者の増加を図るため展示室等を活用して実施する事業

4 グループによる応募

- (1) 複数の法人等が、それぞれの得意分野を活かして施設の管理に参加するため、グループを構成して応募（以下「グループ応募」という。）することも可能であるが、グループ応募の場合は代表団体を定めて応募すること。
 - この場合、代表団体はセンターの管理の主要な業務を担うものであること。
- (2) グループ応募の場合、提出書類については、全ての構成員に係るものとして提出すること。
- (3) 単独で応募した法人等は、同一の指定管理者の募集に対してグループ応募の構成員となることはできない。
 - また、同一の指定管理者の募集に対し、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできない。
- (4) グループ応募の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、指定を受けることができない。

5 説明会の実施

現地において募集に係る説明会を開催するので、参加希望者は令和元年7月11日（木）、17時15分までに下記8の連絡先に電話等で申し出ること。

- (1) 開催日時 令和元年7月12日（金） 13時30分～15時30分
- (2) 開催場所 青森県立自然ふれあいセンター（青森県青森市浪岡大釈迦字沢内沢1-1）

6 質問事項の受付

- (1) 質問方法 令和元年6月27日(木)～令和元年7月31日(水)、17時15分までに質問書(様式は自由)に記入のうえ、下記8の連絡先に提出すること(電子メール、FAXでの提出も可)。
- (2) 回答方法 7月10日までに寄せられた質問は説明会で回答、その他の質問は随時電子メール若しくはFAXで回答する。

7 申請書等の提出

- (1) 提出期間 令和元年8月13日(火)から令和元年8月28日(水)までの間の、8時30分から17時15分までの間(ただし、県の休日を除く。)
- (2) 提出方法 下記の提出先まで持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は8月29日(木)必着とする。
- (3) 提出部数 正本1部、副本7部を提出すること。

8 連絡先及び申請書提出先

青森市長島一丁目1-1 青森県庁北棟7階 青森県環境生活部自然保護課自然公園グループ
電話：017-734-9256、FAX：017-734-8072、E-mail：shizen@pref.aomori.lg.jp

9 留意事項

- (1) 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出された書類は、青森県情報公開条例に基づく行政文書の開示請求により全部又は一部を開示することがある。
- (3) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (5) 県の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を県の機関において利用する場合がある。

VI 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

- (1) 青森県立自然ふれあいセンター指定管理者審査委員会において、下記の選定基準に基づき、書類審査及びヒアリングによる審査を行う。
- (2) ヒアリングの実施日時等は別途通知する(令和元年9月中旬実施予定)。
- (3) 審査の結果は、令和元年9月下旬頃に書面で通知する。
- (4) 県は、第1順位の申請者に係る応募資格の確認及び細目の事項についての協議を行い、適正と認められた場合は指定管理者の候補者に決定する。なお、第1順位の者が適正と認められないときは、次順位の者を第1順位とし、同様に協議を行う場合がある。

2 選定基準

選定基準	配点
(1) 県民の平等な利用が確保されること。 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	15
(2) 施設の効用を最大限に発揮すること。 ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35
(3) 施設の効率的な管理ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	10

<p>(4) 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報の適正な取扱いの確保 ・類似施設の運営実績 	40
---	----

3 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を超過してから提出書類が提出された場合
- (5) 本募集について複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

VII 指定管理者の指定及び協定の締結

1 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者の候補者名及び選定理由並びに選定基準に基づいた各申請者（候補者以外の申請者名は匿名）の得点、順位を県のホームページで公表する。

2 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和元年11月定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定される。

3 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、県が支払う委託料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と県との間で協定を締結する。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結する。

4 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことができる。

- (1) 募集要項に定めた応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的な信用を損なうなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。